はじめに

本章は、沖縄の村落共同体を把握するために、明治期沖縄の村内法(村落慣習法)と村の集会を記述・分析し、本稿における考察全体の基礎となる沖縄特有の村落慣習法ならびに村落共同体の特質を提示しようとする試みである。

村内法とは、沖縄における村法village bylawsに相当する村落慣習法であり、村すなわち共同体の内部でのみ通用する法を指している。E.エールリッヒは、ヨーロッパの中世非自由隷属農民が有していた農民相互間の関係および対領主関係を規律する規則・秩序一大陸では荘園法=夫役法Hof- und Dienstrecht、イギリスでは荘園manorの慣習customsないし条例byrlowes, bylaws一を、組織(共同体)内部においてのみ妥当する法と呼んだ。というのも「その組織の内部状態は外界とは無縁の、それ自体一つの閉鎖的な世界を構成していた」からである「。村内法も、対内的には共同労働・相互扶助にはじまり共有山林の維持管理、そして刑罰を含む秩序維持規定を、対外的には、貢租の上納、入り寄留(部落外の人間の流入・定住)の制限、部落外婚姻に関する規定を有する共同体内部で妥当する法として認識されうる。

ところで、戦後の人類学・社会学をはじめとする非法学系諸分野の沖縄社会に関する研究の多くは、沖縄の門中組織を中心とした親族構造あるいは祭祀構造の解明に重点を置いてきた。わけても社会人類学者の中根千枝は、「中国や朝鮮では父系血縁が、日本本土では「家」の継承を基盤とする本・分家関係(直系・傍系)による組織が優先されたのに対し、沖縄ではいずれも優先させることなく、両者にそれぞれ発展しうる二つの要素のバランスをとり、弾力ある対処しながら今日まできたものと思われる」という重要な指摘を行なっている²。すなわち本土的な意味での「家」が、沖縄においては未確立であるという指摘である。また同じく社会人類学者の比嘉政夫は、中根の議論を受けて、中国の宗族、日本本土の「家」を「きちんとした人間関係の原理を含む硬質の文化、「厳しさ」の文化」として特徴づけた上で、沖縄のヤー(家)、門中に、「家」や宗族との共通の要素を認めながら「制度としては未熟で、こだわりのない、ゆるやかな人間関係の原理をふくむ「やさしさ」の文化」として把握し、さらに沖縄の村落共同体を一種の「祭祀共同体」として位置づけている³。

近年では、沖縄をフィールドとする農業経済学・開発経済論などの研究者の中には、沖縄社会をloosely structured societyとさえ呼ぶ研究者もいる⁴。沖縄では、日本本土において封建

¹ Eugen Ehrlich, *Grundlegung der Soziolodie des Rechts*, Duncker & Humblot, 1913, S.126. エールリッヒ『法社会学の基礎理論』河上倫一/M.フーブリヒト共訳(みすず書房、1984年)

¹⁴⁴頁参照。
² 中根千枝「沖縄・本土・中国・朝鮮の同族・門中の比較」日本民族学会編『沖縄の民族学

的研究―民俗社会と世界像』(民族学振興会、1973年)295頁参照。

³ 比嘉政夫『女性優位と男系原理―沖縄の民俗社会構造―』(凱風社、1987年)第1章、とりわけ31~35頁参照。

⁴ こうした議論は、磯辺俊彦「家族制農業の存在構造―現代の危機を軸として国際比較の視

期(近世期)から発達した自立的経済単位としての「家」が未発達であり、沖縄の「家」は宗教 的・祭祀的な結合を基本とし、それゆえ、本土的な「家」をもたない沖縄社会の構造と、「家」連 合という性格をもつ本土の社会構造との差異が強調される。さらに本土の村落が、近世期に 「自治村落」の経験を経た経済的結合体であり、そのことが政治的性格にも影響しているのに 対し、近世期において封建制の欠如した沖縄の村落は、単なる祭祀的結合体であって、経済 的意味合いが極めて低く、非政治的村落であるとされる⁵。このloosely structured societyという 言葉は、周知のように、人類学者のエンブリー(John F. Embree)が、かつて日本の熊本県須恵 村を「きちんとした構造の社会」(closely structured society)として文化的に類型化したのに対 し、タイの社会構造を「ルースな構造の社会」(loosely structured society)と呼んだことに由来 する6が、磯辺俊彦はこの言葉を沖縄の農村社会の「アジア的」特性を描写するために用いた のであった。磯辺は、「農民自身の過去労働の膨大な蓄積としての「社会資本」投資のベース のうえに、その自主的な運営・管理を行う「一種の公権力」としての上部構造=自治村落社 会」が形成されている場合(日本本土の村落)と、上部構造としての村落の自己統治機構の欠 落した、たんなる相互扶助システムとしての下部構造だけの「集落」構造の場合(東南アジアの 村落)とを対比して「農協」の問題を論じた斉藤仁の自治村落社会論を敷衍しつつ、沖縄の農 村社会を後者に置き、「アジア的」と形容している

つまり、沖縄の村落社会は、日本本土的な意味における「家」「村」「自治村落」の欠如、ルースな構造の社会、一種の祭祀共同体という特徴をもつとされている。本稿も基本的には、こうした沖縄の村落社会論の視角を共有した上で、明治期沖縄の村落共同体の慣習法の概要とその存在構造、ならびに村落共同体における村民の集会を検討することによって、さらに沖縄の村落共同体のうちに、萌芽的ではあるかもしれないが、「祭祀共同体」とは異なる自治村落的な側面を見出そうとするものである。

沖縄は、1872(明治 5)年に琉球国から琉球藩となり、その後 1897(明治 12)年の琉球処分 (廃藩置県)を経て沖縄県となった。当時の沖縄では置県処分に反対する琉球不平士族や対 清領有問題など対内および対外問題の渦中にあり、本土において展開しつつあった近代国家体制の確立と整備に向けた改革から切り離され、琉球王国(琉球藩)時代の旧慣土地制

座を考える」村落社会学会編『村落社会研究第28集』(御茶の水書房、1992年)に始まるが、この磯辺の議論を受けた来間泰男『沖縄経済の幻想と現実』(日本経済評論社、1998年)146 頁以下、また藤原昌樹「振興開発と環境」松井健編『開発と環境の文化学―沖縄地域社会 変動の諸契機―』(榕樹書林、2002年)76頁等を参照。

⁵ 来間・前掲『沖縄経済の幻想と現実』100~105、149~155頁参照。

⁶ J・F・エンブリー『日本の村・須恵村』植村元覚訳(日本経済評論社、1978年)、ならびにJ. F. Embree, Thailand-A Loosely Structured Social System, *American Anthropologist*, Vol.52, No.2, 1950. エンブリーの議論は、東南アジア研究者の間で論争を引き起こした。しかしながら、この「ルース」概念は無限提に適用すべきものではないが、東南アジアの社会構造をめぐる一つの重要な概念となっている。北原淳編『東南アジアの社会学―家族・農村・都市―』(世界思想社、1989年)10~12頁参照。

⁷ 磯辺・前掲「家族制農業の存在構造」26頁参照。

度・旧慣租税制度・旧慣地方制度といった旧慣統治制度を存置したまま県政を出発した。沖縄県庁は、旧慣地方制度による民衆統治の一環として、1885(明治 12)年県乙第 77 七号布達「各間切島及ヒ村方ニ於テ旧藩中執行候内法或ハ村約束等之義詳細取調過料等ニ係ル米銭遣ニ至ル迄都テ取捨増減ナク列記シ迅速可届出此旨相達候事」によって、間切及び村内法を調査・届出させた。すなわち、県庁としては、旧慣存置政策の下で内法に民衆統治の補完的機能を担わせるために県下全域の内法を蒐集したのである。

このように沖縄の近代は、統治機構の一部が琉球王府から沖縄県庁に移行した後も旧慣地方制度を含む旧慣諸制度が土地整理事業の完成まで存置されるという状況の下で始まり、また村落慣習法も統治体制の一環に位置付けられることとなったのである。つまるところ、統治機構の一部を除いては、琉球処分は、沖縄社会に根本的な変更を加えることなく、とりわけ農村社会は、琉球近世の末期から連続性を維持していたことになる。商工業も未発達で、土族を除く人口の大部分が農業に従事する農民であり、農民の村落間の移動も制限されていた沖縄では、村落を規律する村落慣習法(内法)が大部分の人々にとって主要な法であったと考えてもよいであろう。さらに村落においては、村落慣習法に基づき、秩序維持に反する者に対する制裁から地割制度による土地の割替えも含めて、様々な事柄が村の集会を通して決定されていたのである。

それでは、以下、本章において、村落慣習法と村の集会の概要の記述・分析を通して沖縄の村落社会の基礎的考察を行うこととしたい。

第一節 旧慣地方制度の素描

「村内法」は、通常、「間切内法」とともに「内法」と呼ばれる。村を法域⁸とするのが、「村内法」であり、また、間切を法域とするのが「間切内法」である。沖縄本島以外の周辺離島においては、本島の間切内法に相当する「島内法」があり、宮古・八重山といった先島地方においては、王府からの令達をとりまとめた各種の「規模帳」と呼ばれる例規集があった。この内法の法域たる「間切」「島」「村」とは、近世以後、1879年の琉球処分(廃藩置県)を経て、1908(明治41)年の島嶼町村制施行まで存置されていた当時の旧慣地方制度上の行政単位である。以下、当時の旧慣地方制度について素描してみよう。

一 旧慣行政区画と村落内組織

「間切」とは、現在の市町村にほぼ相当し、「村」は、現在の字、あるいは行政区に相当する。 1 間切は、数カ村から成るものもあれば、20 数カ村によって構成されるものもあって、一定していない。「島」とは、主に沖縄本島周辺の諸離島、つまり伊江島・伊平屋島・粟国島・渡名喜

⁸「法域」とは、内法の効力の及ぶ境域を意味する。1904(明治37)年に農商務省の行なった 調査資料「沖縄県森林視察復命書」において「内法ニハ間切ヲ法域トスル間切内法、村ヲ法 域トスル村内法ノ二種アリ」と、この語が用いられている。農商務省山林局編「沖縄県森林視 察復命書」(1904年)『沖縄県史 第21巻』(1968年)756頁参照。 島・慶良間諸島(1島扱い)・久米島を指す呼称であり、慶良間諸島と久米島は、それぞれ2間切から構成されるが、この2つの島を除く他の島は、沖縄本島の1間切に相当し、また、どの島もその下位に村を行政区画として有していた。先島地方と呼ばれる宮古諸島・八重山諸島も、ともに3間切、1島(間切扱い)からなり、またそれぞれ数カ村から構成されている点は、沖縄本島や周辺諸離島の「間切」「島」と同じである。。

間切は、貢租を含め行政上、近世期においては王府、置県以降は県庁といった中央との直接の接点を持ち、村の上位の行政機関¹⁰として機能していた。村は、対中央との行政関係において、間切の一区画として機能していたに過ぎない。しかしながら、人々にとって村は、地割慣行、労働交換と共同労働(ユイマール)、貢租の各戸への割当と徴収、様々な祭祀など諸行事を共同で行う最も基礎的な生活領域であった。すなわち、人々と直接対峙するのは村の担う役割であり、村々を統括し中央と対峙するのが間切に課せられた役割であった。この分担と同様に、内法の条項においても、村内法が村人を直接規律する規範であるのに対し、間切内法は概ね間切や村の役人の職務に関する規範が大半を占めていた。

さらに村と村人との中間には、与(與・組/クミ)と称する組織があった。1 与あたりの戸数は 9 戸から 40 戸と一定しておらず、また 1 村あたりの与数も 2 与から 10 与と一定してはいないが、たいてい 3、4 与であった。県庁吏員であった仲吉朝助「琉球の地割制度」によれば、与は、「上納与」「地与」とも称され、その成員は「親類又は一門(即ち小氏族)」に限られていたものが、近代に至り「地理的区域の関係上他氏族も其成員に加」えるようになり、それとともに、与名も氏族名から地理的名称に変ったところも多いという¹¹。「与」には名誉職の「与頭」が一人おり、与の公務を司り、琉球王府公認の機関でもあった。また仲吉は、与が「一つは貢租の連帯支弁」、「他の一つは共同耕作」の「二種の目的にて成立」¹²したとするが、そもそも「与」は、血縁的結合に発するもので、共同を意味する結(イーマールー/ユイマールー)が最も古い形態であり、1609 年の薩摩侵入後の慶長の検地以降、本土の「五人組」の影響のもとで再編され貢租納入に利用されるようになり、寛永年間に至って「与制度という特殊な貢租機関にまで発達した」¹³ともいわれている。

二 地方役人と行政機関

_

⁹ 当時の行政区域については、沖縄県内務部第1課編「沖縄旧慣地方制度」(1883年)『沖縄県史 第21巻』5~34頁参照。

¹⁰ 田名真之は「近世期にあっても村は間切の一部にすぎず、租税その他、行政的にはすべて 王府対間切なのであり、間切こそが法人格を認められた存在であった」と間切の性格を特徴付けている。田名真之『南島地名考一おもろから沖縄史誕生まで一』(ひるぎ社、1984年)152 頁。

¹¹ 仲吉朝助「琉球の地割制度(1)」史学雑誌第39編第5号(1928年)443頁参照。

¹² 仲吉・前掲「琉球の地割制度(1)」446頁参照。

¹³ 饒平名浩太郎「琉球農村の与(組)制度」馬渕東一/小川徹編『沖縄文化論叢 第3巻』 (平凡社、1971年)157頁参照。

地方の行政事務ならびに徴税などを司る機関として、本島及び周辺諸離島の各間切においては、間切名と同名の村(間切同村)に「間切番所」が、各村には「村屋」が置かれ、また、宮古・八重山において、全島を管轄する「蔵元」と、各村に「村番所」が設けられていた。

こうした地方行政機関には、地方役人(ぢかたやくにん)と称される役人が多数置かれていた。本島及び周辺諸離島の間切・島の番所には、その頭役を務める「地頭代」(現在の村長に相当)がおり、その監督の下に、上層役人として、現在の助役にあたる「首里大屋子」、収入役あるいは書記にあたる「大掟」「南風掟」「北掟(=西掟)」各 1 名がいて事務を分掌した(以上を四人捌理または大捌理という)。宮古・八重山の蔵元には、これに該当する役人として「頭」「首里大屋子」「大目差」「大筆者」などがおかれていた。また、農政全般、道路・堤防の修築、水利の監視、及び各村の耕作当の監督を担当する「総耕作当」、山林関係全般及び各村の山当の監督を担当する「総山当」、地頭代と間切民との間に立ち民治の円滑を図る1名ないし数名の「夫地頭」が置かれ、税務担当など他様々な役人や下層役人の「文子」などもいた。

村屋には、その主要な役職として、村行政の直接責任者たる「掟」(現在の区長に相当)が、各村あるいは 2、3 村に 1 名置かれ、農務にあたる「耕作当」、山林関係を司る「山当」などがいたほか多数の役人が置かれていた 14 。地方役人の役職は、臨時のもの含め多種多様であり、さらに各間切によって差異がある 15 。この差異は、間切・村等の実態あるいは王府の賦税、徴税方式などの地域的差異を反映したものであるとみなされている 16 。

地方役人は、間切内の百姓から選ばれたが、その政治的役割から士に準ずる身分が与えられていた。上層の地方役人には、オエカ地と呼ばれる役俸地が授けられ、その土地の収穫物から貢租分を差引いた分をもって給与とした。また、諸税の減免、夫役の徴収などが認められており、間切・村において一種の特権的地位にあった。

18 世紀中期以降農村の疲弊化が進行し、王府は窮迫した間切の財政立直しのために「検者」「下知役」「指揮司」などの役人を臨時に間切へと派遣し、地方役人や農民の指揮、監督にあたらせた。なお回復の見込みの立たない場合(間切倒れ)には、多数の王府上級役人の派遣によって、「御手入」あるいは「公事御引取」と称する強制介入を行ない間切財政の立直しをはかった。臨時に派遣されていた「検者」「下知役」は、1873(明治 5)年には常設の官職となり、ほぼ例外なく各間切に派遣されていたので、琉球農村の疲弊は全般的かつ恒常的なものであったといえる¹⁷。

¹⁴ この各地方政庁・役職に関して、田港朝昭「地方役人」『沖縄県史 別巻 沖縄近代史辞典』(1977年)[以下 『沖縄近代史辞典』)364~365頁、中山盛茂編『琉球史辞典』(文教図書、1969年)の各項、および『豊見城村史』(豊見城村、1993年)77~82頁参照。

¹⁵ 各地の吏員については、前掲「沖縄旧慣地方制度」38~89頁参照。

¹⁶ 田港·前掲「地方役人」『沖縄近代史辞典』364~365頁参照。

¹⁷ 検者・下知役の配置に関しては、増大する無禄士族対策の一環としての意味もあったといわれている。農村の疲弊あるいは御手入れについて、金城正篤「「琉球処分」と農村問題」沖縄歴史研究会編『近代沖縄の歴史と民衆 増補改訂版』(至言社、1977年)、田港朝昭「間切倒れ」『沖縄近代史辞典』504頁、同「お手入れ」『沖縄近代史辞典』151~152頁参照。

三 役人の内法への関与

間切や村に派遣された検者・下知役は、財政を中心に間切行政全般にかかわったが、地方役人とともに内法の制定に関しても関与していた。「羽地間切萬定之方條々併勘定方之條々」の「萬定之條々」の末尾には、括弧書きで「道光十五年乙未八月(天保六年)役々協議の上内模を定め、藩庁へ伺いの上認可を得施行したるものなり、西掟、南風掟、大掟、首里大屋子、地頭代連署にて検者下知役の奥書。羽地間切」18とある。また、1885(明治 18)年の県乙第77号の令達によって、県下各地の内法が蒐集、成文化された後、1890(明治 23)年に、沖縄県知事から各役所長宛に出された県訓令第23号の令達の「藩政ノ頃ニ在テ間切及村内法ノ義ハ旧検者下知役ニ於イテ認可施行シ藩庁カ公然認テ施行セシメ」19に見られるように、旧藩時代には、内法の制定および施行に関して、「検者、下知役の認可」という王府(藩庁)による統制が働いていたことがわかる。

1879(明治 12)年の琉球処分(廃藩置県)以降、各間切、島は県の直轄となり、翌 1880 年に、県内は、那覇・首里・島尻・中頭・国頭・伊平屋・久米島・宮古・八重山の 9 地方に分けられ、それぞれに地方役所が置かれた。各間切および各島は、地方役所の監督下に置かれ、1896(明治 29)年の2区5郡制以降は郡役所の監督下に置かれた。先に挙げた県訓令第 23 号は、旧藩時代の検者や下知役の内法の認可にならい、各役所長に内法の認可を行なうよう布達したものである。豊見城間切の各村内法の認可に関し以下の資料がある²⁰。

指第一号

豊見城間切、官保伊良波渡嘉敷三ケ村掟

瀬長順祐外七名

明治二三年三月九日豊第一一一号を以て村内法伺いの件は認可す。

明治二三年三月一一日

島尻役所長 今西相一

豊第一一一号

各村内法之義に付副申

本間切各村内法之義に付宜保掟外七名より別紙の通り同出有之取調候処不都合の廉 無之候に付御認可相成候様仕度此段副申仕候事

明治二三年三月九日

豊見城間切地頭代 新垣太吉

¹⁸ 仲吉朝助「琉球産業制度資料」小野武夫編『近世地方経済史料 第9巻』(近世地方経済史料刊行会、1932年)396頁参照。ここに挙げた「萬定之條々」の各条文は、ほぼ明治期の内法と同様の条文であり、内法的規定と考えられ得る。金城正篤「近世沖縄の経済構造」『沖縄県史 第3巻』(1972年)70頁においても、「萬定之條々」に関するこの資料から「「内法」が王府の公認のものであった」としている。

^{19『}沖縄県令達類算』第二類(沖縄県立図書館所蔵)134頁参照。

²⁰ 前掲『豊見城村史』107~108頁参照。

島尻役所長 今西相一殿

内法の義に付伺

各村内法之義曩に取調御届出の上執行致し来候処明治二〇年八月乙第三号御達に依 り別紙被成下度候此段奉伺候也

明治二三年三月九日

各村掟

役所長宛

前書の通伺出候に付奥書仕候也

地頭代

[以下、各村内法省略]

このように内法の成文化にあたって、間切・村は、近世期においては、検者や下知役、すなわち王府の認可に、そして琉球処分後は、地方役所、県庁からの監督の下に服さねばならなかったのである。現存する資料としての成文の間切内法および各村内法は、先に挙げた 1885 (明治 18)年の県乙第 77 号の令達によって、蒐集・成文化されたものであるが、その条文は、その内容、条数、さらに配列まで地方ごとに、きわめて類似した画一的なものである。

1894(明治 27)年に沖縄に入り旧慣制度改革のため調査を行なったことのある一木喜徳郎は、「一役所区域(今ノ郡)各地頭代(町村長ニ当ル)総山当(間切ノ山林委員)相協議シ各地頭代ハ間切内ノ夫地頭、掟(共ニ町村内ノ区長ニ当ル)山当(村ノ山林委員)ト協議シ夫地頭、掟ハ村民ト協議シー同異義ナキヲ以テ役所長ノ認可ヲ受ケテ之レヲ行ヘリト云フ(協議ト云フモ実ハ殆ト達示ト異ナルコトナキモノナルへシ)」(下線は引用者)²¹と記述している。鳥越憲三郎は、「明治一八、一九年に成文化された間切内法ならびに各村内法というものは、王府から令達されたものを中心として各間切においてつくられ保管されていたものを、各間切役人が郡所長のもとに持ち寄って、それをさらに整理してつくったものである。そのために各間切の特殊条項がわずかにみえるだけで、大半の条項については郡内の各間切が統一され、条項の配列まで同じになっている。そこではただ科銭の軽重などが間切ごとで少し異なっているだけである。したがって村々で約束として守られてきた慣行は、現内法に含まれていないものとみてよいと思う。強力な制裁が内法にみられないのもそのためである」としている²²。すなわち、現存の成文内法は、地方役所の統制の下で実際の慣行の多くは除外されて届け出され認可を受けたものということができよう。

しかし第3章において詳論するが、置県後、村内法は、県庁の意図とは異なり認可された成文の内法とは別の不文の内法が、なお強く村人を拘束し、しばしば、明治旧刑法をはじめとする国家法と対立したのである。内法を論ずる際に重要な点は、明治期に成文化されなかった内法もなおしばらく存在し続けたという点、ならびに成文化された内法がその後の村落社会を規定したという点にある。

²¹ 一木喜徳郎「史料 沖縄旧慣内法」法学協会雑誌第15巻第5号(1897年)513~514頁参照。

²² 鳥越憲三郎『沖縄庶民生活史』(雄山閣、1971年)42頁参照。ただし、引用文中「郡所長」 となっている部分は、「役所長」の誤りであろう。というのも、内法の届出は 1885 年から始まるが、 郡役所がおかれるのは、1896年の2区5郡制以降である。

以上、間切、島、村、そして地方役人といった当時の旧慣地方制度を内法とリンクさせつつ素描してみた。村は、人々にとって最も重要な生活領域であり、間切は、村を統括する上位の行政機関として中央との接点をもっていた。また、村内法は、村人を直接規律する行為規範であるが、その制定・成文化にあたっては、実質上、上位機関から一定の制約があったと考えられる。しかし鳥越の指摘するように、成文化された内法には、実際に村々で守られてきた不文の内法が含まれていなかったと解するのが妥当であろう。この点については後に論ずることとしよう。

第二節 村内法について

一 村内法の発生論

内法の起源と発達に関しては、明治政府=沖縄県の行なった一連の旧慣調査資料²³、および若干の研究書、論文に言及がある²⁴。それら諸資料及び諸論考は、内法の起源を不明としている点で一致しているが、内法に対するスタンスによって若干異なった発生論を展開している。法史学者の菊山正明は、内法の起源と発達に関し次の3つの説を挙げている²⁵。

²³ 旧慣調査の目的は、沖縄の旧慣諸制度改革を目的とした基礎資料の作成であった。明治政府の行なった各植民地における一連の旧慣調査との関連において沖縄での調査を把握することは、近代日本の植民地統制及び植民地法制を理解する上で非常に重要であろう。中尾勝生「沖縄の旧慣調査」沖縄研究ノート第4号(宮城キリスト教文化研究所、1995年)によれば、沖縄の旧慣調査は、明治政府が台湾統治直前に行なった旧慣調査との連続の可能性が見られ、また朝鮮総督府の旧慣調査との類似性を指摘する見解もあるという。なお、沖縄の調査資料の目録に関しては、新城安善「沖縄研究の書誌とその背景」『沖縄県史 第6巻』(1975年)684~685頁参照。

²⁴ 内法に言及する旧慣調査資料、及び重要な論考を年代順に挙げておく。「内法取調書 (琉球内法取調書)」(1890年)(沖縄県立図書館所蔵)、前掲・沖縄県内務部第一課編「沖縄旧慣地方制度」(1893年)、仁王惟茂「仁王主税官復命書写」(1894年)『沖縄県史 第21 巻』所収、一木喜徳郎「一木書記官取調書」(1894年)『沖縄県史 第14巻』(1965年)所収、一木喜徳郎「史料 沖縄旧慣内法」法学協会雑誌第15巻第5号(1897年)、大蔵省主税局「沖縄法制史」(1909年)本稿においては復刻版・金城朝永校訂『沖縄法制史』(山岡書店、1953年)、前掲・農商務省山林局編「沖縄県森林視察復命書」(1910年)、仲吉朝助『杣山制度論』(1904年、マイクロ複写沖縄県立図書館所蔵)、市村光恵「沖縄県ニ於ケル内法ニ就テ」京都法学会誌第12巻第1号(1917年)、田村浩『琉球共産村落の研究』(岡書院、1927年=至言社、1977年)、奥野彦六郎「古琉球に於ける法制断片(三)」(法曹界雑誌第6巻第4号(1928年)等である。

²⁵ 菊山正明「内法」『沖縄近代史辞典』412頁参照。

- ①王府の科律上の制裁をするには重すぎるような種類・程度の犯罪取締の為に起こったとする 説
- ②王府からの命令励行のため起こったとする説
- ③村の平安・安定のため、科律のような大法典以前よりあり近世末期まで主要な法であったとする説

まず、1893(明治 26)年に提出された沖縄県内務部第一課編「沖縄旧慣地方制度」によれば、「内法ノ起因及沿革ハ拠ルへキ書類ナキニヨリ詳ナラス」と、不明であることを前置きし、「学事、農務等怠慢ノモノ或ハ風俗ヲ紊スモノ等ニシテ行蹟科律ニ触レサルモノ亦仮令科律ニ触ルハモノト雖トモ貢租、公費ノ未納者及風水山、抱護山其他杣山仕立木盗伐者或ハ作毛盗ノ如キ罪科軽キモノ、取締ノ為メ起因シタルモノナルへシ(中略)杣山取締内法ハ乾隆十六年(宝暦元年)辛末九月ニ規定又首里、那覇、各間切、離島ノ内法ハ今ヲ去ル九十余年前即チ嘉慶年間(寛政年間)ノ比規定シタルモノ」²⁶としている。 すなわち、琉球王府の刑法である「科律」に規定されてはいないが、村の共同生活上妨げとなる行為(学事・農務等の怠慢、風俗紊乱)の取締り、あるいは「科律」やその他王府からの諸令達の規定に抵触するが、比較的軽微な犯罪を取締り、制裁するために内法が設定され、杣山関係の内法が、宝暦元年に、その他内法は寛政年間に設定された、という説である。ちなみに、これ以降提出された旧慣調査資料のほとんどが、この説を踏襲している²⁷。

仲吉朝助は、『杣山制度論』において杣山関係の内法を中心に検討している。仲吉は杣山関係の罰則を「科律」「行政命令に関するもの」および「内法」の3つに分け、「内法トハ行政命令以外ニ杣山東員及ヒ人民ノ間ニ於テ設定サレタル罰則ヲ謂フモノニシテ之レニ間切内法、村内法ノニ種アリ、共ニ行政命令ノ罰則ヲ一層励行スル為メ若クハ該命令以外ニ猶ホ杣山取締上必要ナリトスル事項ヲ規定セリ。内法ハ此ノ如キ必要ヨリ起リシモノナルヲ以テ其ノ設定ノ形式亦ター様ナラス」とし、さらに、内法は、間切がその上位機関たる山奉行の命令に、村はその上位の間切番所の命令に基づき他動的に内法を制定する場合と、また、間切、村とも他の指揮命令を受けずに自動的に内法を制定する場合の2種類あり、「他動的ニ依リテ成立スル場合アリト雖モ其条項ノ選定制裁ノ程度等ハ凡テ当該間切、村ノ任意ニ在ルヲ見レハ則チ間切、又ハ村人民間ノ契約ナルヤ明カナリ」としている²⁸。

仲吉によると山林取締内法は、1884(明治 17)年に杣山取締内法の届出および認可を命じた沖縄県乙第 37 号の令達によって、「間切、島ニ於テハ概ネ此ノ機ニ乗シテ及フ丈ケ詳細ノ条項ヲ設ケ併セテ其ノ法文ヲ修飾シ甚タシキハ従来内法ノ慣行ナカリシ地方ト雖トモ之ヲ設クルニ至レリ故ニ現行ノ山林取締内法ハ其ノ名ハ旧慣ナリト雖モ其ノ実体ハ殆ト新設」²⁹されたものであるという。

この仲吉の説において内法とは、王府からの行政命令をなお一層徹底させることを目的とし、

²⁶ 前掲『沖縄旧慣地方制度』126頁参照。

²⁷ 前掲「仁王主税官復命書」552頁、前掲「一木書記官取調書」494頁、前掲『沖縄法制史』 60頁、前掲「沖縄県森林視察復命書」756頁等参照。

²⁸ 仲吉·前掲『杣山制度論』112~116頁参照。

²⁹ 仲吉·前掲『杣山制度論』122頁参照。

また行政命令以外に必要と認められる取締り条項を規定するために、役人と間切・村住民によって制定されたものということになる。

沖縄県内務部第一課編「沖縄旧慣地方制度」ならびに仲吉朝助『杣山制度論』の両説は、若干その強調点を異にするものの、一括すると王府の法体系との関わりにおいて内法の果した王府法体系の補完的機能を重視したものといえる。

これに対し、奥野彦六郎は、『南島村内法』³⁰において内法を民衆の自治的契機の発露として捉えようとした。奥野は、内法を「ムラの規範」「民の法」であり、本来「不文」である³¹としつつも、「官の統治基準を定めたものないしは官から民に統治上要求・指示する意味の官治法」と、「民自らムラの圏の統治上相互的に要求する自治規範」もあり、後に「互いに融けあつた部面」もあるする。さらに続けて、官治法は「広い統括圏の一部としてムラの圏の安定を」目的とする一方、自治規範は「元来ムラの圏の平安・安定の方から内外を観て」おり、「私がここで村内法として着眼するのも後者で」あり³²、村内法を「ムラ人として自覚的・自主的に・総体的に不安・不平なき度に要求ないし作用することを本旨とする平安・安定の基準」とみなしたのである³³。奥野によれば、内法という用語そのものが琉球王府の法制や記録上に現れてくるのは琉球藩に改編された後のことであり、藩庁の側から内法という用語を用いはじめたという。村本来の語法としては自治規範そのものを「ムラジマイ(村締)」「ムラガタミ(村固)」「ムラジンミ(村吟味)」と呼び、特別の呼称のない地域もあったことから、内法という語が比較的新しい言葉で、もともと王府によって用いられていた官用語であったことも明らかにしている³⁴。

ここで注目すべきは、奥野が、内法を「官治法」的側面と「自治規範」的側面とに分けたことである³⁵。1885(明治 18)年以降、蒐集、成文化された内法の条文の一部が、王府からの令達の影響を、強くうけていることが指摘されており³⁶、また、先に論じたように、近世期においては内法の制定に関し王府派遣の検者や下知役の認可を必要とした。これは、成文内法の官治法的側面として理解すべきであろう。前示の旧慣調査資料によれば、杣山取締内法が宝暦元(1751)年、その他のものが寛政年間に王府から通達されたとある。琉球王府の三司官の一人、蔡温(1682~1761年)によって「杣山法式」「奉行規模帳」(1737年)、「杣山法式仕次」「樹木繁殖方法」(1747年)が公布され、宝暦元年に「山奉行所規模仕次帳」「山奉行所公事帳」となり、その後、これをもとに令達されたものが「杣山取締内法」となったとされる³⁷。その他に「御

³⁰ 奥野彦六郎『南島村内法―民の法の構成素因・目標・積層―』(法務資料第320号、法務府法制意見第4局、1952年)。同書は三篇から成り、第一編は奥野の論考であるが、第二篇は調査資料、第三篇が文書資料という資料集としての性格も持つ。

³¹ 奥野·前掲『南島村内法』1頁参照。

³² 奥野·前掲『南島村内法』13頁参照。

³³ 奥野·前掲『南島村内法』38頁参照。

³⁴ 奥野·前掲『南島村内法』38頁参照。

³⁵ こうした理解は前田正治の日本近世村法における村法の「領主の法」と「自治的規約」に通ずるものである。前田正治『日本近世村法の研究』(有斐閣、1950年)7頁参照。

³⁶ 金城・前掲「近世沖縄の経済構造」69頁以下参照。

³⁷ 鳥越·前掲『沖縄庶民生活史』42~43頁参照。

教条」(1732年)、「農務帳」(1734年)、「田地奉行規模帳」(1809年)、また各種の「公事帳」など、多くの王府諸令達が内法に影響を与えたと考えられる。以下、王府の令達と、その影響の下に成立したと推測され得る内法の若干の例を挙げよう。

①耕作当の勤め

- a.「越来間切公事帳」一六七38
- 一 村耕作当者月二三度完罷通田畠浮得壅等見届候尤毎月朔日二者村耕作当掟同心二而番 所证罷出地頭代江首尾申聞候事

[訳] 村耕作当は月に三度ずつ(担当の村へ)出向き、田畑・浮得・壅(肥料)等を調べること。 尤も毎月一日には村耕作当・掟が一緒に番所へ出向き、地頭代へ首尾を報告しなさい

a'.「久志間切各村内法」第五九条39

耕作当勤方之義毎日朝晩百姓中仕口ノ首尾承届月二五度宛原々走回リ作場見届就中作毛時節不取後様差引家内々へモ無油断走回リ諸仕付方又ハ壅取扱等能々入念候様叮嚀可致下知候若シ大形相心得不念ノ稜有之方惣耕作当ニテ則々科銭五貫文申付依事重キ取扱仕候事

[訳]耕作当の勤めは、毎日朝と晩に百姓たちの仕事の具合を聞き届け月に五度は耕作地をまわり仕事具合を見届けること、また特に農繁期においては村中注意深く回ってさまざまな農芸又は肥料の取扱などよくよく指示することであり、もしこれを怠る場合には総耕作当より即座に罰金五貫文申し付けられ、重く取扱われること。

②我侭なる者(気随意者)の処分

- **b.** 「越来間切公事帳」九三⁴⁰
- 一 気随意之者有之親類併ニ掟頭々よ型流罪之訟申出候節当式行跡之様子能々聞届大さはくり次書=両惣地頭次書を以平等所正差出候事

附脇地頭持之百姓者其地頭連名之次書仕候書付之仕様左=記

口上覚

何間切何村何某拘御礼歳何

何かし

右者気随意有之下知方承引不致候間為懲何島∑流刑被仰付被下度奉存候此旨被仰 上可被下儀奉頼候以上

「以下、省略]

[訳] 一 気随意の者が居り、(その)親類と掟・頭から流罪の訴訟を申し出た場合には、(気随意の者の)ふだんの行状をよくよく聞いて、大さばくりの次書に両惣地頭の次書で平等所へ提出すること。

³⁸ 『間切公事帳の世界』『沖縄市史資料集1』(沖縄市教育委員会、1987年)83頁参照。[訳] は、同書127頁参照。

^{39「}沖縄県旧慣間切内法」『沖縄県史 第14巻』389頁参照。

⁴⁰ 前掲『間切公事帳の世界』65頁参照。[訳]は、同書117頁参照。

追記 (気随意者が)脇地頭持ちの百姓であれば、脇地頭が連名した次書であること。書付の 仕方は左に記す。

口上覚

何間切何村何某拘(親権者等)御札歳何 何がし

右の者は、気随意で下知も聞き入れないので、こらしめのために何島へ流刑を命じていただき たいと思います。この旨を上申してくださいますようお頼み申し上げます、以上。

b'.「久志間切各村内法」第四三条⁴¹

父母親類之教戒ヲ汲受ケス村間切指揮ニ背キ我侭ナルモノハ官ニ願出嶋流候事 [訳]父母や親類の注意を聞かず、村や間切の指図にも背を向けて我侭に振舞う者は、役人に 上申して島流しの流刑に処すること。

③トキ・ユタ(巫女)の禁止

c.「御教条」第三章二五⁴²

時よた之儀其身之渡世を題目存色々虚言申立人を相誑候付m堅禁制申付置候右類之 挙動有之者ハ皆以世間之妨候間上下共其心得可有之事

[訳]トキ・ユタというものは、自分の渡世をもっぱらに考え、いろいろ虚言をとなえて人をたぶらかすゆえ、厳重に禁止されている。トキ・ユタのごときおこないをする者は、世の秩序を乱すことになるので、今後とも厳禁するが、また、これにたぶらかされる者もいけないのである。

c'.「金武間切各村内法」第七二条⁴³

時ヨタ召遣ノ義跡々ヨリ段々御締方被仰渡置候得共其守達之家内ニ病人出候得者早速時ヨタ相頼候故色々虚言ヲ以テ被相誑或ハ死霊生霊杯ト申終ニ牛豚殺段々造作ケ間敷有之家内忘却致シ候方モ有之由甚タ愚昧ノ仕形不宜儀候間以来何カ病気相煩ヒ候ハヽ第一養生方入念時ヨター向相頼間敷ト村中ニテ堅ク締方申渡置候此上相背牛豚殺ス者有之候ハハ科銭四円以下三円以上申付時ヨタハ則々所払可致事

[訳]トキ・ユタを使うことは後世次第に禁止されるようになった。しかしこれをよく守る者も家族に病人などが出ると、すぐにトキ・ユタに見てもらい様々な虚言で以て惑わされ、あるいは死霊や生霊の祟りを持出されて牛や豚まで殺して儀式を行ない、有るまじきことに家政を全く怠るなどおおよそ愚昧の限りである。病気などは、まず第一に養生することが大切であり、トキ・ユタに頼むようなことは村中で堅く取締まること、もしこれに背き牛や豚を殺すような者がいれば罰金三円以上四円以下申し付け、トキ・ユタは所払いに処すこと。

このように成文化された内法の条項の一部は、王府諸令達との類似性によって、官治法的

⁴¹ 前掲「沖縄県旧慣間切内法」388頁参照。

⁴² 高良倉吉『御教条の世界 古典で考える沖縄歴史』(ひるぎ社、1982年)87~89頁参照。 [訳]は、同書88頁参照。

⁴³ 前掲「沖縄県旧慣間切内法」372頁参照。

側面に、その起源を類推し得よう。現存する成文内法が、1885(明治 18)年の県乙第 77 号の令達によって蒐集・成文化されたものであることは先に述べたが、事実としての内法の構造は、王府諸令達を間切役人が文書化し各村に伝達した官治法に由来する規範と、「村締」「村固」「村吟味」等と称される村ごとの不文の約束事や慣習の体系に由来する規範という 2 つの規範から構成されている。したがって、官治法に由来する内法は、各村で生じたズレを持ちつつも比較的に画一性、類似性を有し、自治規範に由来する内法は、村ごとに差異を有すると考えられる。ただし明治期に成文化された内法は、先に挙げた理由により王府の法令や令達に由来する規範が前面に現れたものであるといえよう。次に内法の地域差について論じることとする。

二 村内法の地域差

現存する明治期資料によると、成文内法は、条数という点で地方によって3つに大別することができる。まず条数や配列の仕方に着目すれば、沖縄本島北部の国頭郡に見られるような間切内法・村内法の各条数が100条をこえる地域、本島中南部中頭郡島尻郡の各内法が数10条程度の地域、そして首里那覇(およびその近郊)の各内法が10数条程度の地域である。

また、成文内法は、条数のみならず規定の内容という点でも、地域ごとにある程度類似した画一性を有している。本章においては、この成文内法の画一性の主要因を、琉球処分以前は、王府の指令および役人の影響、処分以降は内法成文化に際して各地方役所長(あるいは県庁吏員)の関与を指摘しておいた。しかし、資料としての成文内法にみられる地域ごとの画一性の原因は、指令や役人の関与に帰せられるとして、村における不文の内法が、村ごとに差異を有しつつも近隣の村々との類似性を持ち、それが地域(郡)ごとに成文内法の中に一定の画一性として現れる可能性を否定することはできない。こうした内法の地域差は時代差としても理解することができよう。すなわち、きわめて原初的な型に近い内法を維持している地域、王府法や県の統制によって変質を余儀なくされた内法を有している地域、あるいはその中間に位置するような内法を保持している地域など、地域差が時代差を反映している可能性は大きい。もちろん、この議論は、あくまでも明治期資料に基づくものであって現代の沖縄社会を念頭においたものではない。

農業経済学者の上野重義が、こうした内法の地域差の類型化を試みている。上野は「沖縄における旧慣間切内法・村内法の類型的考察」において、土地制度、特に東南アジアにも見られる地割制度の比較研究的関心から、当面は沖縄の特殊性に焦点を限定し村落共同体の存在構造を対象として間切内法と村内法の問題を取り上げた。上野は、1885(明治 18)年に蒐集された成文内法資料に見られる内法の地域差を発生史的・形式的観点から検討し、各郡内においてほぼ同一の成文内法が、各郡間においてはかなり相違しているという点に着目して、内法を以下の3つに類型化している44。

類型 I:村落共同体的性格を保持している内法

-

⁴⁴ 上野重義「沖縄における旧慣間切内法・村内法の類型的考察」九州大学農学部学芸雑誌第44巻第1・2号(1989年)[以下「類型考察」]19~21頁参照。

[該当地域] 島尻郡久米島仲里・具志川間切

類型Ⅱ:過渡的形態の内法

貢租未納に対する処置から類型 I に近い A と類型Ⅲに近い B とに二分される

[該当地域] II-A:中頭郡の各間切および粟国島

Ⅱ-B:島尻郡の間切の大部分

類型Ⅲ: 王府支配体制の一環に組込まれた内法

[該当地域] 国頭郡の各間切

この類型化の指標として上野が用いたのは、抽象的な一次的指標として「村落共同体的性格の強弱」、具体的な一次的指標として「年貢未納の場合に対する内法の差」、そして二次的指標としては「内法の規定条文の形式」というものであった⁴⁵。

それではこの指標から検討していきたい。上野は、イングランド村法研究の第一人者オールト Aultの村法bylaws研究を参照し、間切内法・村内法の本来の形態を「村落共同体の秩序維 持のための規定(掟)の集成」46と理解しており、一次的指標として抽象的には村落共同体的 性格の強弱を内法規定における村落の秩序維持規定に求めている。抽象的一次的指標の 基準として、例えば、上野は、類型 I に挙げている仲里・具志川両間切内法は秩序維持規定 が大部分であるとし、また村の運営に対する村民の参加義務規定を含んでいることにまず注目 する。とくに村の運営に対する村民の参加義務規定については、類型Ⅱ・Ⅲの成文内法には 規定されていないということを指摘し、英国の村の集会vestryが、旧くはopenであったにもかか わらず農民層の分化の進行により有力者を中心とするclosed vestryへと変化したことに依拠し つつ、類型Ⅱ・Ⅲの地域は「農民層の分化が著しく共同体の運営が有力者を中心に行なわれ ていることを示す」としている⁴⁷。しかしながら成文の内法資料を抽象的一次的指標としての村 落共同体的性格を用いて分析するには限界がある。というのも、上述のように現存する成文内 法資料は、その成文化における検閲ゆえに「村締」「村固」「村吟味」と呼ばれていた内法(村 落の秩序維持規定)を必ずしも反映したものではないからである。 再度確認すると、まず成文 内法は、その届出にあたって地方役所(後の郡役所)の指導を受ける段階で秩序維持規定が 削除されており、次に内法の届出の際に内法条文が詳細にされ、あるいは装飾が行なわれ、さ らに山林関係の内法に至っては従来それのなかった地域まで届出ている場合さえもあったの である。それゆえ、村落共同体的性格を考察する場合には、成文内法の資料的価値は二次 的なものにとどまるとしなければならない。ただし一つ付け加えておくと、村の集会がopen vestryからclosed vestryへと変化するという視点は本稿とも共通するものである。それゆえ指標 自体は妥当なものとしても、その指標で分類されたものが成文内法資料だけであったということ は問題である。

次に具体的一次的指標として年貢未納の場合に対する内法の差を用いたとしている点は、

⁴⁵ 上野·前掲「類型考察」21頁参照。

⁴⁶ 上野·前掲「類型考察」21頁参照。

⁴⁷ 上野·前掲「類型考察」22~23頁参照。

そこに村の共同性の強弱を見てとれるから説得的なものであると思われる。農民の未納貢租の負担は、例えば未納分を親族や門中が負担したり、村によっては身売りが行われたり、あるいは与が負担するなどいくつかのパターンと段階がみられる⁴⁸。成文内法では、この貢租未納の件が、特に身売りしてまで納めよというかたちで規定されている事例が見られる。では、成文内法資料では同一郡内で類似した規定を保っている年貢未納の件を、奥野の調査資料により検討してみたい。少なくとも奥野の調査資料⁴⁹に見るかぎり、未納の年貢を納めるために取られる方法は同じ郡内でも間切ごとに差異がある。また国頭間切内だけではあるが、同じ間切内でも村によっては差異を示す事例もみられる。調査の回答を、郡ごとに以下に挙げてみよう。

国頭郡

「国頭 間切〕

近親者の負担・身売り・土地処分の順。ただし、「辺土名村」「奥間村」は村持ちにし、田畑を引き揚げ、その入札者に納めさせるか、(身内を)奉公人としてだす。

「大宜味間切]

門中が負担。滞納2年以上の場合は門中が土地を処分するか、あるいは門中の誰かが(未納者の)土地を耕作し納める。

「今帰仁間切〕

門中の負担・身売り(ただし門中が引き受けない場合)の順。

「本部 間切〕

門中・組・村の順で負担。

[金武 間切]

奉公にだす・組の負担、未納者本人が金利の利のために使われることもあり。門中は関与しない。

[恩納 間切]

近親・身売り、村は負担しない。

島尻郡

[知念 間切]

近親・組・村の順で負担。身売りの例なし。

「糸満 間切〕

現品で支払う。門中は関与しない。

「大里間切了

与那覇村:組頭が納税の指揮監督

「真和志間切〕

天久村親類二人が上納保証、うまくゆかなければ土地取り揚げ。

⁴⁸ 未納年貢を負担する親族や門中が血縁者のどの範囲を指すのかは不明であり、沖縄の与は本土の家が結びついた地縁的な組とは違い血縁団体としての性格を完全に脱したものではないという点は留意すべきである。

⁴⁹ 奥野·前掲『南島村内法』105~107頁参照。

調査事例が少ないので、一概には言えないのかもしれないが、年貢未納の負担順位は同一郡内であっても間切ごとに異なっており、国頭間切において見られるように同一間切内であっても村ごとに異なっていた可能性が高い。つまり年貢未納の件は、かなり画一的な内容を持っている成文内法上の規定と村の実際の慣行(不文の内法)を照らし合わせるとズレが生ずるのである。指標それ自体は評価し得たとしても分析対象が成文内法のみに限定されると分析結果は実態を反映したものでなくなる、と言わざるを得ない。それゆえ、この指標を用いるためにはもっと詳細な資料が要求される。

二次的指標として挙げられた「内法の規定条文の形式」について見ておこう。日本法史学の村法研究においては、村法形式と条数による類別が行われている。この場合村法形式の構成要素には「前書」「本文」「後書」を中心に「連署」「捺印」があり、通常、前三者の組合せや条数によって村法が類別される⁵⁰。ここで上野が用いている二次的指標としての形式が意味するところは判然としたものではない。しかしここでもやはり資料としての成文内法の問題性を考慮すれば、分析結果の妥当性が問題となろう。

以上の指標の検討から上野の内法の 3 類型論について、類型 I からⅢの該当地域は再考の余地があると思われる。また類型 I・Ⅱの定義は妥当なものとしても、類型Ⅲの「王府支配体制の一環に組込まれた内法」という定義についても問題を含んでいる。というのも、内法は確かに王府の指令の影響から自由ではありえず、それによって一定の変質を被っていたことは本稿においても認めるものであるが、近世末期の琉球農村の問題点を考慮すると、成文内法が村落共同体的色彩を失っていくことは必ずしも王府の支配体制への組込みを意味するものではないからである。田港朝昭によると、近世末期の琉球の農村は王府の度重なる農業政策上の努力にもかかわらず全般的かつ恒常的に貢租上納が不可能なほど疲弊、変容し、王府の農村支配まで阻害されていたという51。もし田港の言うように農村が疲弊・変容しきっていたとすれば、内法の変質は、王府に組込まれたものというよりも、その疲弊ゆえの村落共同体の共同性と統合性の弛緩という視点から村落共同体の内部構造の問題として考察されねばならない。それゆえ、類型Ⅲには再定義が必要となるのではなかろうか。

それでは本章においても内法の地域差についての一つの手がかりを提示しておきたい。それは内法を地割制度との関連で考察するというものである。地割制度については、次章において検討するので詳論は避け、以下においては本章との関連でのみ言及することとしたい。地割制度は、村落のほぼ全ての耕作地を総有とし、一定年限ごとにそれを割替える制度のことであり、明治期の沖縄県土地整理事業(1899年~1903年)の完成まで52、宮古島と八重山諸島の一部を除き、ほぼ沖縄全域において実施されていた支配的な土地制度であった。

⁵⁰ こうした分類に先鞭を付けたのは日本村法研究の先駆的研究である前田・前掲『日本近世村法の研究』であり、神谷力はこの分類法を近代村法にも適用した『家と村の法史研究 日本近代法の成立過程』(御茶の水書房、1993年)406頁以下参照。

⁵¹ 田港朝昭「近世末期の沖縄農村についての一考察―地方役人層の動きを中心に―」新里 恵二編『沖縄文化論叢 第1巻』(平凡社、1972年)参照。

⁵² 沖縄県土地整理事業については、本稿第4章において詳論する。

梅木哲人は、琉球・沖縄の農村は、「本土の近世村落とは違い、一定の持高を持った本百姓からなるというのではなく、地割制に参加している地人から成るからである。地割制と村民は密着して」おり、「このような土地制度では不動産が成立しないから家産も成立せず、家の制度も出来にくかった。他方、地人の貧富の階層分化も本来的には出てこない構造であった」とする⁵³。しかしながら、琉球近世も末期になると本来的には均質であるはずの農村にも階層分化の傾向が現れ、さらに農村の均質性を担保していた地割制度が、近世末期より事実上、地域によって解体傾向にあったとされている⁵⁴。

仲吉朝助の「琉球の地割制度」によれば、地割期限に関して、人口が少なく土地の広い八重山地方・本島の国頭地方の両地方は地割期限がほとんど 10 年以内の短期であり、他方、人口が多く土地の狭い本島の島尻・中頭の両地域は地割期限がたいてい 10 年以上と長期にわたっていた。こうした土地占有期間の長短には、地域によって地割制の有する意義に差異があったと考えられる。つまり、長期の土地占有は、土地の所有権化への移行を示唆する可能性があるとするのである。仲吉は、この変動しつつあった地割制を地人各戸の男女総数に平等(人頭割)に地割配当する「純粋の共産的地割」、各戸に一定不変の配当率を設定し地割毎にその割合を変更せずにただ土地だけを移動する(貧富割)「資本主義的地割」、この両者の中間にある「折衷的地割」という3つに分類した55。

また安良城盛昭は、明治 16 年の「地割基準値一覧」⁵⁶の分析から以下の論を展開している。安良城によると、地割制の本来の形態は「人頭割」の基準に基づくものであり、その基準が後進地域とされる沖縄本島北部国頭郡の 70%の村落で残っているのに対し、農業先進地域であり砂糖キビの集産地である本島南部島尻郡では 16%の村落にしか残っていない。逆に、本来の基準である「人頭割」が崩壊し農民家族の人頭数とは別の様々な歴史的経緯によって形成されてくる「持地」の大小をそのまま認める「持地ノ変動ナシ」とする割替え基準が、島尻郡の61%に達しているのに対し、国頭郡においてはわずか 1.5%にすぎない。安良城は、この二つの「対照的な事実」に着目し、地割が国頭郡の「人頭割」から、中頭郡に特徴的な「貧富制と人頭割・耕耘力割の併用」を経て、島尻郡の「持地ノ変動ナシ」へと変容していると論じた⁵⁷。

⁵³ 梅木哲人「近世農村の成立」『新琉球史 近世編(上)』(琉球新報社、1989年)201頁参照。

⁵⁴ 西原文雄「「土地整理」に関する一考察」沖縄歴史研究会編(『近代沖縄の歴史と民衆』至言社、1977年)参照。また、山本弘文は、本来、農民層の階層分化を阻止するために行なわれていた地割替えが、近世末期に至っては農民層の階層分化が進み、農民各層のより以上の分化を阻止するために、定期的な割替えを不可欠としながらも、しかも貢租の円滑な収取のためには占有権の事実上の不均等を容認した上で割替えを行なわざるをえなかったとしている。山本弘文「近世沖縄史の諸問題」『沖縄文化論叢 第1巻』273頁以下参照。仲吉・前掲「琉球の地割制度(2)」史学雑誌第39編第6号585~589頁参照。

⁵⁵ 仲吉・前掲「琉球の地割制度(2)」585~589頁参照。

^{56「}地割基準値一覧(明治16年3月)」は、『沖縄県文化財調査報告書第6集 津堅島地割調査報告書』(沖縄県教育委員会、1977年)に収録されている。

⁵⁷ 安良城盛昭「渡名喜島の「地割制度」」『渡名喜村史 下巻』(渡名喜村、1977年)855~

こうした地割制の変容は、農村内部における社会階層の分化とそれによる社会構造の変化であると推測され、さらに土地の共有制から個別的長期占有化への移行段階を物語るものと考えられる(後に繰り返し論ずるが、本稿ではこの変容を所有権化とはみていない)。そして琉球近世の農村に伝統的な血縁的結合と社会階層の未分化な農村の編成を残している地域と、社会階層の分化にともなう血縁的結合の弱化と経済的な結合の台頭によって再編成された地域とでは、内法のあり方も異なってくると考えられる。また次節において検討するが農村における村の集会も地割性の変化と階層分化に連動してしいる可能性がある。本章においては、内法の地域差に関して地割制との関連で考察するという手がかりを提示するにとどめておきたい。

第三節 村内法と村の集会

成文内法の規定の大部分は、農事・山林の取締り、風俗・風紀の取締りなどの秩序維持規定、貢租滞納の処置規定、間切・村役人の職務規定など民事・刑事・行政の多方面にわたる。しかしながら、間切内法および村内法の条項には、内法執行の手続に関する規定はほとんど見られない。執行に関しては、おおよそ村の慣行(不文の村内法)によっていた。すなわち、役所の認可を得て成文化された内法といえども、執行に際して村人の手に委ねられざるをえなかったということである。本節においては、村内法の執行やそのほか村の重要事項の決定に関わる村の集会を、不文の村内法が具体的に発現する場として検討したい。まず、沖縄本島の各村落にみられる村の集会を分類し、次に地割に関わる集会を検討し、最後に村の裁判についてみていくこととしよう。なお、ここで用いる資料は、主として奥野彦六郎が『南島村内法』に収録した調査資料(以下、「奥野資料」と称す)によっている58。

一 村内法の執行と村の集会

現在、資料上で確認し得る、明治期旧慣存置政策下の間切内法および村内法の執行手続きは、一木喜徳郎の「先本人ヨリ手続書ヲ徴シ間切内法ニ関シテハ間切吏員、村内法ニ関シテハ村吏員擬律シテ役所長ノ認可ヲ受クルノ順序」59というものと、「沖縄県森林視察復命書」

857頁参照。

58 奥野は、『南島村内法』第二編 調査資料(62頁以下参照)において、内法執行や社会的分業・分化に関する調査を掲載しており、当時を知ることのできる貴重な資料である。調査方法の形式としては、質問票調査による質問法であると思われるが、質問事項の内容の未表記あるいは均一性などに問題がないわけではない。また、回答者として記載されている人物の存在を確認できない場合もある。例えば、回答者として記載されている、「国頭の元掟・間切長の知花親松」という人物は特定できない。『国頭村史 正編』(国頭村、1967年)403頁註(四)参照。

⁵⁹ 一木·前掲「史料 沖縄旧慣内法」514頁参照。

にある、山林内法違反者取締りの際の「内法ノ執行手続ハ犯人発覚シタルトキハ間切長又ハ島長始末書ヲ徴シ之ニ意見ヲ付シ(山方筆者設置アル地方ハ共ニ連署スルヲ例トセリ)郡長ノ許可ヲ受ケ言渡書ヲ作リテ犯人ニ交付シ執行ヲ了スル慣例ニシテ検事ニ送致シ以テ刑法ニ拠ル正式ノ処刑ヲ受ケシムルハ犯罪ノ情状重キモノノミニ限レリ」⁶⁰というものである。両資料の年代の違いにより、処分の認可に役所長と郡長との違いはあるものの、大きな差異はなく、間切・村の地方役人が、違反者に書類を提出させ、役所長の認可により内法処分が決定されていたことがわかる。

当時、内法を届出制にしていた沖縄県庁は、内法執行手続も管理下におくことに腐心していたが、村内法の実際の運用は、県庁の指導にもかかわらず、過酷な身体刑や罰金など、たびたび問題となった⁶¹。すなわち、上記資料の手続は、さほど厳密には守られていなかったといえる。実際には、村内法の執行は、重罪や所払いを除き、村をこえて上級機関の手に委ねられることは少なく、ほとんどが、村の内部の問題として処理された。

村内法執行に際し、本島の多くの地域においては、掟・耕作当・山当等といった村の指導者の了解のもと、村全体あるいは村役の集会が開かれ、違反者の特定およびその処罰の決定が行なわれた。こうした集会は、村の指導者の了解を要するものであったが、実際は「掟と雖もその集会を差止めることは出来な」いといわれる程、村民の強い要請があって開かれるものであった⁶²。さらに、このような村の集会は、村内法違反者の決定・処分のみならず、地割替えの協議など村の様々な問題に対応するために開かれる意志決定機関でもあった⁶³。

村の集会の開かれた場所は、村屋ないし村屋前の「庭(ナー)」と呼ばれる広場、あるいは「毛(モー)」と呼ばれる広い野原などの共有空間(コモンズ)⁶⁴であった。「奥野資料」⁶⁵を基にいくつかの、本島各村における村の集会を、以下に挙げてみた。ただし、集会の名称・集会を召集する者・集会参加資格を有する者などは、村ごとに異なり、また協議事項や事件の種類・性質によっても異なっている。

①村揃(ムラズリー)、または総揃(ソーズリー)

60 前掲「沖縄県森林視察復命書」750頁参照。

62 奥野・前掲「古琉球に於ける法制断片(3)」66頁参照。

63 前田正治は、日本の近世村落における村の寄合を「村民の集会」とした上で、「衆議の機関としての寄合は(中略)村法の制定、村役人の選任、年貢割の決定、村用の決算、或る場合は犯罪者の摘発と制裁決定、其他自治上の諸般の議定が此にて行はれた」ことを明らかにし(前田・前掲『日本近世村法の研究』28頁参照)、また「(村民集会としての)寄合は村落に於ける社會意識統一の場として、村の総意決定の唯一の機関」であるとした(同書、35頁参照)。64 吉川博也は、毛(モー、野原)や庭(ナー、拝所や公民館の前の広場)といったオープンスペースを共有空間(コモンズ)として位置付け「共通の記憶の埋め込まれた空間」としている。吉川博也『那覇の空間構造 沖縄らしさを求めて』(沖縄タイムス社、1989年)67頁参照。65 奥野・前掲『南島村内法』76~83頁参照。集会の名称、参加者及び協議事項等に関しては、奥野資料より筆者がまとめた。

⁶¹ 本稿第3章第3節以下を参照。

文字通り、村の全体集会であり、その参加者は、各地域で異なるものの概して一五歳(数え年一三歳)以上の男子であり、ところにより 60 歳までの上限があり、女家主、ヤードリ(屋取) 66 が参加するところもあった。また、二つの村の合併したところでは二カ揃と称した。主として、村の重要事項、例えば貢租の上納、入寄留、窃盗、強盗、殺人等の協議を行なった。

②親方揃・親衆揃・親方集 (ウヤカタズリー)

村の指導層(親方)の集会。例えば中頭地方勝連においては、村治上の功績により「筑登之親雲上(チクドンペーチン、琉球の位階)」の位をもらった者が集まり、掟が議長となって、 農作物加害取締法(一種の村内法)の取決、他部落間との境界の確定等を協議した。

③二才揃(ニーセーズリー)

村の一五歳から四○歳までの男子の集会。農作物の取締り、札の運営等を協議した。

④地人揃(ジンチュズリー)・地人会・地人総会

村本来の住民を地人ないし持地人といい、地割の資格者であり、上述の屋取にはその資格はなかった。地人揃では主として地割の割当てなどが協議された。

⑤チネー揃・チネー主揃・家主揃・煙揃(キブイズリー) チネーとは家の意、すなわち家を代表する者の集まり。

このような集会を開く際には、各村によって召集の形式があり、たいていは太鼓を叩いたり、あるいは法螺貝を吹く等して召集を知らせた。また、太鼓の打ち方、法螺貝の吹き方によって集会の区別があったという⁶⁷。

「奥野資料」においては、上記集会の機能、優先順位、決定の優越など判然としない。地域にもよるが、これらの集会は、諸事項を単独で決定するのではなく、ある集会における決定事項(ないし未決定事項)を、別の集会で協議にかけ承認・決定していたと考えられる。例えば、中頭郡具志川においては、「昔からの内法を一部変えるときは親方揃(掟以上のオエカ人即ち奉職人とチクドノペーチン)で直し、キブイ揃(家から、もののきける者一人づつ出る)に相談をかける」⁶⁸、また国頭郡大宜味では「内法取締は親方揃できめ、きめ得ぬ問題は家主揃にはかった」⁶⁹という。島尻地方知念において、②の親方揃は諮問機関⁷⁰として機能した。③の二才揃

⁶⁶ 元々は「宿る」の意。農村に寄留定着した人々のことを指し、居住人あるいは寄留民と呼ばれた。多くは系持ち(琉球の士族)で、地割有資格者たる本来の村民すなわち地人と区別された。田里友哲「屋取」(『沖縄近代史辞典』536頁以下)、同「沖縄における屋取集落の研究」琉球大学文理学部紀要人文・社会編第5号(1960年)、ならびに同社会編第8号(1964年)参照。

⁶⁷ 仲吉・前掲「琉球の地割制度(1)」446頁以下参照。

⁶⁸ 奥野·前掲『南島村内法』80頁参照。

⁶⁹ 奥野·前掲『南島村内法』77頁参照。

は、地域差はあるものの、主として風俗関係の取締りにあたり、馬手間(馬酒料) 71 の取り立て、締札の運用 72 、科銭の徴収等も行い一種の警察的機能を担っていた 73 。

前節において、地割制度が、特に中頭・島尻地方において近世末期から解体とまではいえないにしろ、変質の過程にあり、土地の個別的長期占有化への移行段階に向かいつつあった可能性について言及した。この地割制の変質傾向は、琉球処分以降、各家の土地に対する私有財産観念の発達によって、さらに拍車がかけられたことは既に指摘されているが⁷⁴、地割の変質と土地に対する私有財産観念の発達が、土地の集積を可能にし、疲弊した農村にあって比較的富裕な家を出現させ(すなわち階層分化)、各村民の社会分業の進行と同時に、例えば親方揃が一種の諮問機関として機能していたように、村の集会の機能分化を促したとも考えられよう。

二 地割の決定

沖縄県土地整理事業の完成まで、沖縄において支配的な土地制度であり、村民の生産活動の根幹をなしていた地割制度は、強力な慣習的制度であったにもかかわらず、成文化された村内法には、わずかに地割期限等を定めた原則的規定しか見いだせない⁷⁵。では、耕地の

⁷⁰ 奥野·前掲『南島村内法』82頁参照。

⁷¹ 馬手間とは、他部落に嫁ぐ女子の家、あるいは婿の家から金、酒、米などを徴収する婚姻 風習のことで、馬酒料、馬賃などと呼ぶところもあった。「馬手間」琉球政府文化財保護委員会 『沖縄文化史辞典』(1972年)55頁参照。

⁷² 締札とは、内法違反者が発覚した場合に、その違反者に木札を渡し、他の違反者を見つけるまで科銭を徴収する制裁の事。原番札などとも称した。

⁷³ このような若者達による村における警察的機能は、もちろん沖縄の二才揃に特有の現象ではない。これまで、法社会学・民族学等の村落構造研究によって指摘されてきたように本土の村落共同体の若者組もまた、警察・検察的な機能さらに消防・救急活動=治安・警防機能を担っていた。ただし、本土の若者組は共同体からある程度独立し、厳しい規律の下に編成されていた組織であり、治安・警防機能と同時に若者たちの心身修養の場でもあった。なお若者組について、江守五夫『日本村落社会の構造』(弘文堂、1976年)169頁以下、同『家族の歴史民族学 東アジアと日本』(弘文堂、1990年)333頁以下参照。

⁷⁴ 仲吉・前掲「琉球の地割制度(1)」464頁参照。この財産観念の発達に関しては、仲吉や西原文雄の地割制の解体論に反対する渡口真清も消極的ながら認めるところである。渡口真清「地割制は崩壊しつつあったか」沖縄文化第39号(沖縄文化協会、1972年)28頁参照。

⁷⁵ 地割を規定した村内法として、名護間切各村内法(38条、118条)、金武間切各村内法(90条)、国頭間切各村内法(104条)、羽地間切各村内法(12条)、本部間切各村内法(111条)、伊江島間切各村内法(20条)などがある。各条文については、前掲「沖縄県旧慣間切内法」『沖縄県史 第14巻』255~462頁参照のこと。地割は、内法上では原則的規定しか見出せないが、全く文書化されなかったわけではなく、「地割帳」という記録があった。しかしながら

割替え、地割を受ける有資格者、地割対象地、配分法、割替地の受け渡し時期、その他多くの細則は、どのように決定していたのであろうか。地割の決定は、ほとんど各村の自治に委任され、主として地人揃(地人会/地人総会)において協議された。

地割は、上述のように、村ごとに非常に大きく異なっているが、仲吉朝助によれば、地割の方法および手続に関しては、おおむね同様の形式をとっていたという。

地割期限が近付くと、まず、村の耕作当、山当、頭、与頭、位所及び筆算人などの村役たちが集まり、地人会開催の期日、議案等を協議したうえで、所定の期日に地人総会が開かれた。地人総会に出席する者は、各村役と地人の戸主⁷⁶もしくはその代理人たちであり、また、この地人総会において協議・決定される事項は、たいてい以下のものであった⁷⁷。

地人総会に於て協定すべき事項は概ね左の如し。

- 一、地割配當を受くべき者即ち地人の数並びに其の受くべき「地」、又は「分」の数。 *[引用者注]「地」「分」とも地割の単位⁷⁸。
- 二、地割をなすべき土地の種類。

*[引用者注]通常の耕作地である百姓地、これ以外の村落の共同管理地である地頭地・おえか地・のろくもい地・他村から有期または無期で借受けた小作地・山林原野・共同管理となっている仕明地(開墾地・埋立地)などが地割の対象地となった79。

三、地割地の調査方法、例之は土地の現坪数を測定するや又は各筆の小作料を見立てて 評価するや等。

四、「一地」又は「一分」の組合せ方法。

五、地割配当に際して實行上自然に起こる各戸配當地の過、不足に対する矯正方法。 *[引用者注]「矯正方法」とは、調整方法のこと。

六、地割に供せざる土地の処分方法、此場合には山林、原野などは多くの共同使用をなし、 田、畑、宅地小作即ち所謂「叶掛け」(浮掛とも云)に付するを普通とす、尤も山野を浮掛に付

「地割帳」のほとんどが、土地整理事業後に処分されたか、あるいは沖縄戦で消失し、現存するものは少ない。

⁷⁶ ただし、島尻地方の糸満、久高島の二部落は、男子がほとんど漁業に従事していたため「納税、耕作等陸上に於ける公事及び業務は自ずから毎戸女子の手に依りて處理さるゝを以て「村吟味」は毎戸の主婦又は其代理人に依りて處理されたり」ということから、恐らく地人総会においても女性が出席していたと考えられる。仲吉・前掲「琉球の地割制度(1)」447頁参照。
⁷⁷ 仲吉・前掲「琉球の地割制度(2)」590頁以下参照。

⁷⁸ 地割単位には「地」「分」の2通りあり、そのどちらで称するかは各村によって異なるが、主に 地割が変質して土地所有権が芽生えつつあった地域では「地」、地割が従来の形で残ってい た地域は「分」と称したという。「一地」あるいは「一分」は、地割すべき土地の種類ならびにその 種類毎の地位別(等級別)に細分された各一筆ずつの組み合わせのことである。仲吉・前掲「琉球の地割制度(2)」588~589頁参照。

⁷⁹ 宅地は地割の対象地ではあるが占有者は一定不変であり、地割の度にその宅地に対する評価を査定した。仲吉·前掲「琉球の地割制度(1)」457~458頁参照。

したる村も往々之れあり。

七、地割地受渡の方法、期日。

こうした協議事項は、各村に共通するものであるが、どの事項を重視するかは、前節において述べたように、各村のおかれた社会経済史的な背景によっていた。例えば、各戸の男女総数に平等に地割配当を行っていた地域と、各戸に一定不変の土地の配当率を設定し、地割毎にその割合を変更せずにただ土地だけを移動していた地域では、協議事項[一]に関して、土地の配分が容易に決まるので、問題なく済んだ。しかし、この両者の中間に位置するような地域は、「地人に編入すべ寄居住人の選定、地人子弟の分家者、地人家族の數、地人の勤功等苟も地割地の配當に関すべき要素は最大漏さず調査決定」せねばならなかったのである80

地人総会において、上記協議事項が決定されると、地人による地割地の現地調査と地割帳の作成が行われ、再度の地人総会の開催での抽選による各与への地割地の配当が行われる。 さらに与中の地人が、割当ての地割地の処分法を協議し(一般的には抽選)、地割地を配分するという過程をたどる。また、地割配当地の授受方法も、あらかじめ地人総会で決定しておかなければならなかった⁸¹。

このような過程をたどる地割協議(地人揃)は、たいていどこの地域でも、極めて平穏に行われたのだという。なぜならば、地割団体たる村は、行政組織であると同時に、村民の生活領域を包括的にカバーする組織でもあり、さらに「其団体意志を遂行する機関は内法によりて厳然たる権威を」付与されていた82からであった。

三 村の裁判

さて次に、秩序維持規定に関わる村内法の事項・事件を協議する村の集会に焦点をあてることとしよう⁸³。村の裁判は、主として村民全体で行われることが多く、上記の集会の分類に照らせば、①の村揃(または地域によってチネー揃)にあたるものであるが、特に、村内法違反者の特定と制裁の決定のための集会を、「盗人締(ヌスドジマイ)」、あるいは「手引(ティーヒチ)」と称するところもあった。「奥野資料」では、このような村の裁判は、沖縄県各地においてみられるが、地域差があり、沖縄本島において、国頭・中頭に比べ、島尻は少なく、また先島地方において、村役を中心とした村内法裁判みられるが、村内法裁判のための村の集会や各家の代表の集会はみられない⁸⁴。それでは、以下において、主として沖縄本島国頭郡の事例をとりあ

⁸⁰ 仲吉・前掲「琉球の地割制度(2)」591頁参照。

⁸¹ 仲吉·前掲「琉球の地割制度(2)」592頁参照。

⁸² 仲吉・前掲「琉球の地割制度(2)」593頁参照。

⁸³ 村内法でもこの刑事法規的規定は、特に「村締(または締)」、「村吟味(または吟味)」と呼ばれた。

⁸⁴ 奥野によれば「家の主の村治上の役割に関する質問に対しては、先島方面からは否定的な返答ばかりであ」ったという(奥野前掲『南島村内法』85 頁以下参照)。また、これを裏付けるものとして、桜木繁次の「我宮古島旧時に於ては内法に基いて村々が行なう裁判もその程度

げ検討していくこととしたい⁸⁵。

[事例 1]本島国頭地方 国頭

「盗伐のときは天井まで探したが、また作物の盗の重いものその他一般に盗があつたときには皆ムラの事務所に集まつて酒を飲んでから一家ごとに同所から立つて行く際、目星をつけられた者は背後から石を投げられ、その家で前の酒代を払わねばならなかつた」

「事例 2]同 本部

「揃に集まる者も(十五歳以上の男とか世帯主とか)それを召集する者も事件・事項によつて違う。総会では民選の最高権威者『総下知』が問題を提示し、内法(ムラのシマリと指称)に照らして協議を進め罪を決定し、執行は耕作当・山当で扱う。なお軽い窃盗・傷害罪については同人や役上りの親方(下知人・親々及び頭・惣代)などが協議決定し、きかねば村中集まる。役人は関係しない」

「事例3]同名護

「盗んだものを決めるには、縄を引いておいて皆順にくぐらせ、悪人が来ると皆だまつておるのできまる。当役だけでやると恨まれるので斯様にした」

「事例 4]同 金武

「ヌスドジマリも揃の意味がある。手シチーもやった。次々に他人同志二人手を引いて酒のついてある方に進む。その途中に両側から縄が引かれ、さらに棒が二本立ててある。順々に当役が『通せ』『通せ』と云ってそこを通すが、目星をつけられたのが来ると当役が棒を二本ちがえて『ならん』と一喝、そのときものも打ちならされる。犯人は悲鳴をあげて逃げ帰った』

「事例 5]同 恩納

「手引は四名づつ手を引いて当役の張る縄のところを通り、机上の四人分の茶碗の酒を飲む。 四人の中に疑わしい者がおれば、皆戻らぬので、引手の相手がなく、半ばでその場から逃げる。 犯人は前日から当役・親方揃で定めてある」

これらの事例から、村の裁判によって、犯人の特定が行なわれ、さらに科銭の額、身体刑、また所払いまで決定されていたことがみてとれる。村における村内法の運用の実態は、成文の村内法や先に挙げた村内法の執行手続とはかなり様相が異なることがわかる。

[事例 5]に見られるように、あらかじめ当役や親方揃で犯人が決められていた。他の事例おいても、犯人の目星を付けてあるという回答から、明らかに犯人を誰にするか事前に決められていたといえる。もちろん、全ての裁判がそうであったわけではない。しかし、上記の事例にみられ

並に存在について多少の疑問がないではない」という記述を挙げておく。桜木繁次『沖縄県宮古島旧藩時代に於ける裁判制度及宮古島区裁判所開庁以来の職員並に事務概要』(一九三六年平良区裁判所報告書、那覇家庭裁判所資料室所蔵)31~33 頁参照。

⁸⁵ 奥野·前掲『南島村内法』68~84頁参照。以下の事例は、76~78頁参照。

るように事前に犯人が特定されていたという場合、犯人とされた者が、実際に罪を犯したかどうかは問題ではなく、村民に犯人とみなされたから制裁を受けたということになる。すなわち、事前に犯人とみなされ、また実際に村の裁判で犯人とされた者は、村の内部で何らかの「責めを負うべき者」(すなわち、スティグマ⁸⁶を負った者)として集会に登場させられると考えられる。

奥野資料⁸⁷において、沖縄県下 25 地域の所払い(放村)と絶交に関する質問の回答がある。所払いや絶交を行ったことのあるという回答において、そうした制裁を行った理由は、「ムラ全体の憎まれ者」「ムラの一致を撹乱」(以上、石垣島)、「ムラの吟味に反対動向を取る」(宮古城辺)、「断髪せぬ居住人」(国頭郡国頭)、「ムラと反対、親方の吟味に不服従」(同恩納)、「ムラ全体と争うとき」(島尻郡知念)というものであった。本土の若者集団が、普段から悪く思われている家に対して社会的な制裁を加えたという事例も、沖縄の村の制裁と似ている⁸⁸。ラベリング理論によれば、「社会集団は、これを犯せば逸脱となるような規則をもうけ、それを特定の人びとに適用し、彼らにアウトサイダーのレッテルを貼ることによって、逸脱を生みだすのである。この観点からすれば、逸脱とは人間の行為の性質ではなくして、むしろ、他者によってこの規則と制裁とが「違反者」に適用された結果」であるとされる⁸⁹。そして、「重要な点は、他の人々の反応が問題とされなければならないということである。ある人間が規則を犯したからといって、それにふさわしい他者の反応が起こされるとはかぎらないからである。逆にまた、ある種の状況では、その人間が規則違反を犯していなくとも、あたかも違反者であるかのように扱われないとはかぎらない」⁹⁰。上述のように事前に犯人が特定されていたという場合は、ある者の行為に対する村人の反応の帰結であり、内法違反の事実がなくとも、犯人として扱われたと考えられる。

このような村落共同体のあり方には、従来、共同体の負の側面として厳しい批判が加えられ

⁸⁶ ここでいうスティグマは、身体的属性やある種の具体的な人間を指すものではなく、あらゆる人間の一生のうちの社会過程において演じられる役割、過程を表す。ゴッフマンによれば、「スティグマとは、スティグマのある者と常人の二つのグループに区別できるような具体的な一組の人間を意味するものではなく、広く行なわれている二つの役割による社会過程(a pervasive two-role social process)を意味しているということ、あらゆる人が双方の役割をとって、少なくとも人生のいずれかの脈絡において、いずれかの局面において、この過程に参加しているということ」である。アーヴィン・ゴッフマン『スティグマの社会学―烙印を押されたアイデンティティ―』石黒毅訳(せりか書房、1970年)225頁以下参照。

⁸⁷ この調査も奥野による質問形式の調査である。引用はすべて、奥野・前掲『南島村内法』 117~121頁によるもので、煩雑さを避けるため、特に頁数は記載しない。

⁸⁸ 江守五夫によれば、小規模な村落共同体においては、家々が様々な因縁で結びついているために、村落の社会的制裁の発動が、容易になされがたく、それゆえ、家々の私的な関係を顧みず制裁を執行しようとする若者集団の活躍が期待されたのだという。江守・前掲『日本村落社会の構造』186~187頁参照。

⁸⁹ ハワード・S・ベッカー『アウトサイダーズ―ラベリング理論とはなにか―』村上直之訳(新泉社、1978年)17頁参照。

⁹⁰ ベッカー・前掲『アウトサイダーズ』21頁参照。

てきた⁹¹。だが、ここで共同体成員による制裁を別の視点から眺めてみたい。社会的交換理論 によれば、社会的結合は、ある種の内的な報酬をもたらすとされる。すなわち、仲間から受けた 好意に感謝や義務を感じ、それに対してこちらも相手に対して尽くすことでその好意にお返し をしようと努め、今度はまた相手がそれに対してお返しをする。その結果生じる「好意の相互交 換」が、「しばしば明示的に意図されることもなしに、われわれのあいだの社会的絆(social bond)を強化する」のである。仲間からの好意にお返しを怠る者は、恩知らずと非難されるが、 その非難そのものが、互酬の期待を示しているのであって、人々が仲間に対して負う義務を忘 れさせない社会的制裁として作用するのである。つまり、「一般的にいって、人びとは好意に感 謝し社会的負債を返済するのであって、この感謝と返済はともに、親切にしてくれた仲間に対 する社会的報酬なのである」。このような社会的結合なかで成員が求める「基礎的な報酬は社 会的是認であり、他者への利己的な無配慮はこの重要な報酬獲得を不可能」にしてしまう。共 同体成員による制裁が、社会的結合という相互作用の結果として生じることを考慮すれば、制 裁それだけを取り出し非難しても内在的批判とはなり得ない。なぜなら、「道徳上の問題に関し ては、人びとは自分たちの本当の判断をもっと自由に表明させる強い確信をもっている。すな わち、彼らは社会的に承認された行動規準を犯した仲間をためらうことなく否認し、あるいは少 なくとも、是認を差控えるのが通常である。内集団の福祉を無視する反社会的行動は、より広 範なコミュニティの習律からみて個別の集団規範がどれほど不道徳なものであろうと、それに関 係なく普遍的に否認される」からである。社会的是認という基礎的で重要な社会的報酬の意義 は「徹底的かつ露骨に利己的な行動を思いとどまらせる」ことにある92。

さらに、このような村の裁判には、神判の問題もある⁹³。「奥野資料」によると、宮古島各地にその事例が見られる。例えば、宮古島城辺の友利村での「村番所の香爐の線香の灰汁をお嶽に祈つて飲ませると、悪人(犯人のこと、引用者注)は死ぬとの迷信があり、飲んで実際死んだ例があつたという」という事例や、同じく宮古島下地の与那覇村における「犯人を確かめるには当初は番所の火神の香爐の灰を水にといた汁を嫌疑者に飲ませると顔色が変わるから判る。それから村で一番尊崇するお嶽の香爐の灰汁を飲ませると、非常に畏れておるから大抵わかった」⁹⁴という事例である。

また社会人類学者の渡邊欣雄によれば、沖縄本島国頭郡東村においても数十年前まで、

⁹¹ 法史学者の石井芳久は、村内法は「権力によって地方の統治に利用されたのではなくして、権力の使嗾によって一権力の重複的敷衍として内法が成立せしめられ」たものであり、「部落のリンチ裁判が決して部落に裁判権を認められた裁判では」なく、「権力の関心に迎合する限り泳がされているリンチ裁判にすぎない」とする。石尾芳久『日本近世法の研究』(木鐸社、1975年)238、244頁参照。

⁹² Peter M. Blau, 1964, Exchange and Power in Social Life, Reprint: Transaction Books New Brunswick, 1986. pp. 15-18. ピーター・M・ブラウ『交換と権力 社会過程の弁証法社会学』間場寿一/居安正/塩原勉共訳(新曜社、1974年)12~14頁参照。

⁹³ 中田薫『法制史論集 第3巻』(岩波書店、1943年)参照。

⁹⁴ 奥野・前掲『南島村内法』71頁など参照。

神判が行われていた。沖縄本島北部の東村では、駐在所もなく警察による事件処理のなかった時代に、九月の農閑期ごろ、上原御嶽(ウイバルウタキ)、別名イビヌメー(威部の前)という祭場(聖地)において神判が開かれた。「盗みをしたとかその他、人びとが考えて、悪いことを犯したと判断された被疑者は、一般の人びとにより左縄をめぐらした刳舟にのせられ、イビヌメーまでつれて行かれた。イビヌメーに着くと、被疑者たちは一人一人、当時まだあった神屋に呼ばれ、神人(女性祭司のこと、引用者)たちが居ならぶ前で、尋問が行なわれた。神屋にはビトローと称する神が祀られており、この神が神人を通して神判を下す神であった。神屋には神人だけしかおらず、一般村民が立入ることはできなかった。こうしたなかで被疑者は、神人から被疑内容について尋ねられた。被疑者が真犯人であるならば、かならず白状してしまったという。当時の神への信仰は絶対であり、かつまた殺人を犯したことが世に知れれば、その罪は子々孫々にも及び、子孫の結婚やその他の生活にも及ぶ、厳しい時代であった。真犯人がしかし、神前で罪をみとめたからといって、そこで白状してしまえばその後に罰があったわけではなく、懺悔してしまえば犯人に罰は課されなかった。むしろ真犯人の名を、神人が一般村民にもらしたりすると、神人そのものに死罪という神罰が加えられた」95という。

豊見山和行は、宮古島の事例や東村の事例を検討し、「村の紛争解決として神判が連綿として生きていたのである。このことは村にかぶさってきた王府法や近代法との関係をも考量に入れて検討すべき問題であるが、少なくとも神判としての村法は自律的な法秩序として強靭な生命力を保っていたことは明らかである」⁹⁶と指摘している。

以上が、村民による集会と村の裁判である。共同労働、地割慣行、そして裁判など様々な共同生活の局面を規制していたのは村民の集会であり、このような村の集会は、たんに村内法の運用のみならず、村の意志決定機関としても大きな意味をもっていた。この村の集会が、実質的には村内法であったと言っても過言ではなかろう。地割など村民の生産活動と密接に結びついた生活領域の協議から、科銭の額や身体刑の決定、「交際止め」や「所払い」といった当時としては致命的でさえあった村の共同生活からの排除まで、村の集会によって決せられていたからである。

まとめ

本章は、琉球併合後の旧慣存置政策下に蒐集された沖縄の旧慣調査資料を通して、明治期沖縄の村落共同体の慣習法の概要とその存在構造、ならびに村落共同体における村民の集会を検討することによって、沖縄の村落共同体のうちに「祭祀共同体」とは異なる自治村落的な側面を見出そうとするものであった。

これまでの議論を振り返り、いくつかの点を確認し、本章の議論のまとめにかえることとしたい。

明治期沖縄の旧慣地方制度下の行政区画上、間切(現在の市町村)は、村を統括する上

95 渡邊欣雄『沖縄の祭礼 ―東村民俗誌―』(第一書房、1987年)227~228頁参照。

⁹⁶ 豊見山和行「犯罪と刑罰」『新琉球史 近世編(上)』(琉球新報社、1989年)279 頁参照。

位の行政機関として中央との接点をもっていたのに対し、村(現在の字・行政区)は、人々にとって最も重要な生活領域として存在していた。間切内法は、主として地方役人の服務規程を定めたものであり、村内法は、村人を直接規律する行為規範、つまり村の秩序維持規定であったといえる。また、村内法には、官治法的側面と自治規範的側面という二つの側面があり、この二つの側面は、共同体の経てきた歴史の内に互いに溶合っている部分もあり、全てを判然と峻別し得るものではないが、村内法を把握するためには、成文化された官治法的側面ではなく、村の集会をとおして発現する不文の自治規範的側面をみることが不可欠であることを強調した。

村内法と村の集会は、そこに属する村民に対して、非常に強い拘束力をもつと同時に、村落の自治的運営をささえる上で大きな役割を果たしていた。すなわち、村落共同体の秩序維持規定としての村内法と、村内法の発現する場としての村の集会は、村落共同体を、外部世界と隔たった小世界として形成し、維持するものであったといえる⁹⁷。

しかし、一つ付け加えるならば、沖縄県庁による村落に対する内法の成文化の要請は、不 文の慣習法を、近代法となるべく適合するように成文化すると同時に、村落の自律的な内法の 形成をも促していった。例えば、山林関係の取締内法は、従来それをもたなかった村において も、村内法の成文化と届出を契機に形成され、植林や禁伐林の設定を村落が積極的に行うよ うになった。レンジャーは、英国植民地下のアフリカを例にとり、次のように言う。すなわち「英国 の行政官たちは、英国とアフリカの政治的、社会的、法的制度の間をほとんど接合することが できなかったがゆえに、彼らは、アフリカ人のためにアフリカの伝統を創出しはじめた。行政官自 身の「伝統」の尊重は、彼らがアフリカにおいて伝統的なるものと見なした物事に賛意を表する ように仕向けた。行政官たちは、その伝統を、成文化し(codify)、公布し(promulgate)はじめ、 それによって、柔軟な慣習(flexible custom)は、しっかりした規定(hard prescription)に変わっ た」98と。このレンジャーの言葉は示唆的である。沖縄においても、沖縄社会とは異質な日本本 土から派遣されてきた役人たちが、旧慣存置政策の下で旧慣と見なしたものを維持し、さらに 内法の成文化を積極的に促進した。その結果、それまで不文のままであった沖縄村落の慣習 法は成文化され、さらに自主的に山林管理を制度化する村落も出てきたのである。これ以降、 沖縄の村落は村の決定事項をはっきりとした規定として成文化するようになっていく。内法の成 文化の過程については、第3章において辿っていくこととしよう。

-

⁹⁷ 前田正治は、日本の近世村落と近世村法の成立について、「近世の村の実体を成す村落は俄に成つたものではなく、既に長い部落の生活が営まれて来ている。この上古よりの村落生活は氏神を象徴とし、此に依て村の社会意識を統一せしめ来つたものであり、そこに培われた精神的結合は中世末に於ける村落結合の一つの要素をなすものであつた。そして外的な諸条件の刺激を受けて村が自らを主体的に確立し、その主体性に於て社会統一の意義を有せしむるに至つて村法の成立を見る」とする。前田・前掲『日本近世村法の研究』27頁参照。

⁹⁸ Terence Ranger, The Invention of Tradition in Colonial Africa, in Hobsbawm & Ranger (eds.), *The Invention of Tradition*, Cambridge University Press, 1983, p.212. テレンス・レンジャー「植民地のアフリカで創り出さた伝統」『創られた伝統』前川啓治/梶原景昭他訳(紀伊国屋書店、1992年)325頁参照。なお、引用部の訳出は必ずしも邦訳書に従っていない。

それでは、次章においては、沖縄の旧慣土地制度の概要について見ていくこととしたい。